



市章

# 大和高田市公報



市の木：さざんか

## 目 次

<b>規則</b> .....	2
大和高田市立病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（市立病院医事課）	2
<b>告示</b> .....	3
大和高田市国民健康保険税減免取扱要綱（保険医療課） .....	3
令和3年度大和高田市一般会計補正予算（第16号）の要領の公表（財政課） .....	4
固定資産課税台帳への価格登録（税務課） .....	6
収納事務委託の告示（総務課） .....	6
収納事務委託の告示（総務課） .....	7
令和4年度大和高田市一般会計補正予算（第1号）の要領の公表（財政課） .....	7
放置自転車の移動、保管（生活安全課） .....	8
収納事務委託の告示（市民課） .....	9
指定納付受託者の指定の告示（企画創生課） .....	9
住民基本台帳法及び省令に基づく住民基本台帳の閲覧状況の公表（市民課） .....	10
公示送達（収納対策室） .....	11
公示送達（収納対策室） .....	12
引取りのない自転車等の処分（生活安全課） .....	12
大和高田市特殊建築物耐震診断補助金交付要綱（住宅課） .....	12
<b>公告</b> .....	21
清潔区域における清潔環境管理業務及びプレフィルタ交換整備業務に関する条件付き一般競争入札公告（市立病院管理課） .....	21
大和高田市立病院立体駐車場ゲートシステム更新業務に関する条件付き一般競争入札公告（市立病院管理課） .....	23
大和高田市営住宅等弁償金等回収及び回収補助業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） .....	26
令和4年度大和高田市クリーンセンター修繕工事費等精査業務に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） .....	28
磐園小学校プールサイド改修工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） .....	30
都市計画法第62条第2項の規定による事業計画の図書の写しの縦覧（都市計画課） .....	33
農用地利用集積計画の縦覧（農業振興課） .....	33
ホイールローダー購入に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） .....	33
片塩中学校普通教育窓側建具改修工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） .....	36
大和高田市立総合体育館建設基本計画策定業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） .....	38
大和高田市立病院電話交換業務に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） .....	41
大和高田市シビックコア周辺地区まちづくり基本計画見直し支援業務委託の事業者選定を公募型プロポーザル方式で行う公告（未来まちづくり局） .....	43
近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺地区まちづくり基本構想策定業務委託に関する条件付き一般競争	

入札公告（契約監理室） ..... 44  
 公告第32号の入札参加資格要件及び競争入札参加資格確認の申請の項を訂正する公告（契約監理室） ..... 47  
 浄化槽保守点検業務（市内7小学校、2中学校、3幼稚園）に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） ..... 48  
 令和4年度大和高田市職員採用試験（医療職）の実施に関する公告（市立病院総務課） ..... 51  
 令和4年度大和高田市立病院における大和高田市職員採用試験（行政職）の実施に関する公告（市立病院総務課） ..... 54  
**教育委員会** ..... 56  
 大和高田市立高田商業高等学校授業料等減免等規則の一部を改正する規則（学校教育課） ..... 56  
 大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱（教育総務課） ..... 56  
 大和高田市教育委員会4月定例委員会の招集（教育総務課） ..... 58  
**選挙管理委員会** ..... 58  
 大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会） ..... 58  
 大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会） ..... 58  
**農業委員会** ..... 59  
 大和高田市農業委員会4月定例委員会の招集（農業委員会） ..... 59  
 大和高田市農業委員会5月定例委員会の招集（農業委員会） ..... 59  
**上下水道事業** ..... 60  
 水道料金及び下水道使用料の収納事務の委託（水道総務課） ..... 60  
 配水場維持管理業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（水道工務課） ..... 60

**規 則**

**規則第17号**

大和高田市立病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
 令和4年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市立病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
 大和高田市立病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成17年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「循環器・腎臓内科」を「循環器内科、腎臓内科」に改める。

第3条第2項第4号を次のように改める。

（4） 循環器内科

第3条第2項中第30号を第31号とし、第5号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

（5） 腎臓内科

第10条第2項中「の事務分掌は、次のとおりとする」を「は、病院長の指示する地域医療連携の推進に関することを分掌する」に改め、同項各号を削る。

第10条の2中「次に掲げるもの」を「次のとおり」に改める。

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 告示

## 告示第33号

大和高田市国民健康保険税減免取扱要綱を次のように定める。

令和4年3月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険税減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、大和高田市国民健康保険税条例(昭和32年条例第20号。以下「条例」という。)第24条第4項の規定に基づき、国民健康保険税(以下「保険税」という。)の減免の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(減免の割合等)

第2条 条例第24条第1項の規定による保険税の減免に係る減免の額等は、別表第1に定めるとおりとする。

2 条例第24条第1項各号のうち2以上の号に該当する場合は、各々の規定による減免の額のうち、最も大きい額となる規定を適用する。

3 保険税の賦課に際し、既に条例第21条の規定による減額、地方税法(昭和25年法律第226号)第703条の4第10項第2号及び第3号並びに同条第18項第2号及び第3号の規定による減額又は地方税法第703条の5の2の規定による減額(以下「軽減等」という。)が行われている場合において、軽減等前の保険税額に減免の割合を乗じた額が軽減等の額を超えるときは、軽減等前の保険税額に減免の割合を乗じた額から軽減等の額を差し引いた額を減免の額とする。

(減免の額にかかる端数計算)

第3条 保険税の減免の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(適用除外)

第4条 保険税の額から第2条の規定により算定した減免の額を減じて得た額が、条例第2条第2項ただし書、第3項ただし書又は第4項ただし書の規定によりそれぞれ定められる基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額又は介護納付金課税額の限度額を超えるときは、減免を行わない。ただし、条例第24条第1項第1号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

2 納税義務者が条例第22条に規定する所得等の申告を行っていないときは、減免を行わない。

3 第2条第3項に規定する減免の割合を乗じた額が軽減等の額を超えないときは、減免を行わない。ただし、条例第24条第1項第1号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

(減免の申請)

第5条 条例第24条第4項の規定により保険税の減免を受けようとする者は、国民健康保険税減免申請書(様式第1号)に別表第2に掲げる書類を添付し、同表に掲げる申請期限までに市長に提出しなければならない。

(減免の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請に不備がないことを確認したときはこれを受理し、速やかに審査等を行い、その可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による可否の決定に当たって必要と認めるときは、申請者に対し必要な書類等の提出又は提示を求めることができる。

3 市長は、前条の規定による申請を承認したときは国民健康保険税減免決定通知書(様式第2号)により、承認しないときは国民健康保険税減免不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(減免事由の消滅)

第7条 条例第24条第1項第1号から3号までのいずれかの規定により保険税の減免を受けた者は、当該各号のいずれにも該当しないこととなったときは、直ちに国民健康保険税減免事由消滅申告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。（減免の取消し等）

第8条 市長は、保険税の減免を受けた者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当したときは、その取消し又は変更を行い、その旨を当該保険税の減免を受けた者に国民健康保険税減免決定取消（変更）通知書（様式第5号）により通知するものとする。

- (1) 資力の回復その他の事情の変化により減免の事由が消滅したと認められることとなったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為により減免を受けたと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により保険税の減免の取消しを行った場合は、当該取り消した減免の額に延滞金等を加算した額を、当該保険税の減免を受けた者から徴収するものとする。

（旧被扶養者異動連絡票の交付）

第9条 市長は、条例第24条第1項第4号の規定により保険税の減免を受けている被保険者が転出することとなったときは、当該被保険者に旧被扶養者異動連絡票（様式第6号）を交付するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。  
（大和高田市旧被扶養者に係る国民健康保険税減免取扱要綱の廃止）
- 2 大和高田市旧被扶養者に係る国民健康保険税減免取扱要綱（平成20年告示第32-2号）は、廃止する。

**告示第49号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

令和4年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 令和3年度大和高田市一般会計補正予算（第16号）  
令和3年度大和高田市一般会計補正予算（第16号）  
令和3年度大和高田市の一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ569,800千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,958,300千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。  
（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

**第1表 歳入歳出予算補正**

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		123,500	△7,000	116,500
	2. 自動車重量譲与	90,000	△7,000	83,000

	税			
3. 利子割交付金		11,000	△4,700	6,300
	1. 利子割交付金	11,000	△4,700	6,300
4. 配当割交付金		58,000	27,000	85,000
	1. 配当割交付金	58,000	27,000	85,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		69,000	28,500	97,500
	1. 株式等譲渡所得割交付金	69,000	28,500	97,500
6. 法人事業税交付金		39,000	19,000	58,000
	1. 法人事業税交付金	39,000	19,000	58,000
7. 地方消費税交付金		1,269,000	46,000	1,315,000
	1. 地方消費税交付金	1,269,000	46,000	1,315,000
9. 環境性能割交付金		15,000	△3,300	11,700
	1. 環境性能割交付金	15,000	△3,300	11,700
10. 地方特例交付金		101,500	△14,400	87,100
	1. 地方特例交付金	56,500	△6,400	50,100
	4. 新型コロナウイルス感染症対策	45,000	△8,000	37,000
11. 地方交付税		8,102,789	134,000	8,236,789
	1. 地方交付税	8,102,789	134,000	8,236,789
15. 国庫支出金		7,855,523	△395,851	7,459,672
	1. 国庫負担金	4,383,109	△218,000	4,165,109
	2. 国庫補助金	3,453,673	△177,851	3,275,822
16. 県支出金		1,895,716	△45,025	1,850,691
	1. 県負担金	1,368,583	△24,750	1,343,833
	2. 県補助金	402,001	△20,275	381,726
18. 寄附金		256,765	21,273	278,038
	1. 寄附金	256,765	21,273	278,038
19. 繰入金		1,987,046	△381,427	1,605,619
21. 諸収入	1. 基金繰入金	1,973,431	△381,427	1,592,004
		712,913	6,130	719,043
	1. 延滞金加算金及び過料	14,000	5,000	19,000
	4. 雑入	696,313	1,130	697,443
補正されなかった科目に係る額		9,031,348	0	9,031,348
歳入合計		31,528,100	△569,800	30,958,300

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,654,607	33,958	4,688,565
	1. 総務管理費	4,133,912	33,958	4,167,870
3. 民生費		14,674,466	△504,900	14,169,566
	1. 社会福祉費	7,261,963	△187,000	7,074,963
	2. 児童福祉費	4,464,204	△109,900	4,354,304
	3. 生活保護費	2,947,995	△208,000	2,739,995
4. 衛生費		4,381,635	△60,000	4,321,635
	1. 保健衛生費	2,335,034	△60,000	2,275,034
7. 商工費		95,762	△19,800	75,962
	1. 商工費	95,762	△19,800	75,962
12. 公債費		2,346,077	△19,058	2,327,019
	1. 公債費	2,346,077	△19,058	2,327,019
補正されなかった科目に係る額		5,375,553	0	5,375,553
歳出合計		31,528,100	△569,800	30,958,300

第2表 繰越明許費補正

(単位：千円)			
款	項	事業名	金額
教育費	小学校費	土庫小学校東校舎増改築工事設計業務	2,145

**告示第60号**

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、本市における令和4年度固定資産の価格等のすべてを固定資産課税台帳に登録しましたので、同条第2項の規定により告示します。

令和4年4月1日

大和高田市長 堀内 大造

**告示第60号の2**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、収納事務を委託したので、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）第17条の3の規定により告示する。

令和4年4月1日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 委託を受けた者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社エネゲート	大阪府大阪市北区大淀北一丁目6番110号
株式会社 e-Mobility Power	東京都港区三田3丁目11-36 三田日東ダイビル 4階

2 委託した収納事務  
大和高田市来庁者用駐車場急速充電器使用料

3 委託期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

**告示第60号の3**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、収納事務を委託したので、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）第17条の3の規定により告示する。

令和4年4月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 委託を受けた者の名称及び所在地

名称	所在地
アマノマネジメントサービス株式会社 大阪支店	大阪府大阪市西区立売堀1丁目6番17号

2 委託した収納事務  
大和高田市来庁者用駐車場使用料

3 委託期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

**告示第60号の4**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年4月1日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

令和4年4月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 令和4年度大和高田市一般会計補正予算（第1号）

令和4年度大和高田市一般会計補正予算（第1号）

令和4年度大和高田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,334千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,386,334千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金		618,112	6,334	624,446
	1. 基金繰入金	617,156	6,334	623,490
補正されなかった科目に係る額		25,761,888	0	25,761,888
歳入合計		26,380,000	6,334	26,386,334

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		12,357,183	6,334	12,363,517
	2. 児童福祉費	3,544,178	6,334	3,550,512
補正されなかった科目に係る額		14,022,817	0	14,022,817
歳出合計		26,380,000	6,334	26,386,334

告示第61号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和4年4月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和4年3月7日	1									
令和4年3月9日									1	
令和4年3月29日	3									

(2) 放置禁止区域外の公共の場所



移動年月日	地 区	自転車	原動機付自転車
なし			

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下  
大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

**告示第62号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和4年4月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 委託先

東京都千代田区一番町25番地  
地方公共団体情報システム機構 理事長 吉本 和彦

2 委託した事務の範囲

コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付に係る住民票の写しの交付手数料、印鑑登録証明書交付手数料及び市民税の課税に関する証明書交付手数料の収納

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

**告示第63号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3に規定する指定納付受託者を指定したので、大和高田市会計規則(平成11年規則第59号)第13条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 指定納付受託者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

2 指定納付受託者に代理納付させる歳入の種類

ふるさと大和高田応援寄附金(インターネットを利用して納付するものに限る。)

3 指定納付受託者に歳入を代理納付させる期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

**告示第64号**

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定並びに住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）第3条の規定により、次のとおり公表します。

令和4年4月4日

大和高田市長 堀内 大造

閲覧者氏名（法人の場合は名称及び代表者又は管理者名）	請求事由（利用目的）の概要	閲覧年月日	閲覧した住民の範囲
NHK放送文化研究所	「2021年度全国個人視聴率調査」の調査対象者を抽出	令和3年4月7日	中三倉堂1丁目の7歳以上の男女
内閣府	「農山漁村に関する世論調査」の調査対象者を抽出	令和3年5月18日	北本町の満18歳以上の日本人男女（平成15年5月末日生まれまで）
日本放送協会営業局	「受信契約状況実態調査」の調査対象者を抽出	令和3年6月3日	片塩町、甘田町、北片塩町の18歳以上の男女（平成15年7月末日生まれまで）
NHK放送文化研究所	「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」の調査対象者を抽出	令和3年7月20日	大字根成柿の20歳以上の日本人の男女（平成13年12月末日生まれまで）
独立行政法人 労働政策研究・研修機構	「第8回 勤労生活に関する調査」の調査対象者を抽出	令和3年8月13日	大字大谷の20歳以上の男女（平成13年8月末日生まれまで）
NHK放送文化研究所	「健康・医療に関する国際比較調査」の調査対象者を抽出	令和3年8月17日	西三倉堂2丁目、栄町の18歳以上の男女（平成15年12月末日生まれまで）

NHK放送文化研究所	「新型コロナウイルス感染症に関する世論調査」の調査対象者を抽出	令和3年9月2日	大字今里川合方、大字今里、曙町の18歳以上の日本人男女（平成15年10月末日生まれまで）
株式会社時事通信社大阪支社	「近畿・福井県住民意識調査」の調査対象者を抽出	令和3年10月5日	曾大根1丁目の満20歳以上の日本人男女（平成13年10月末日生まれまで）
奈良県医療福祉部医療政策局健康推進課	「令和3年度県民健康・食生活実態調査」の調査対象者を抽出	令和3年10月14日	市内の1歳～5歳の男女
農林水産省 消費・安全局	「食育に関する意識調査」の調査対象者を抽出	令和3年10月19日	大字大中の20歳以上の日本国籍を有する者
内閣府	「家族と法制に関する世論調査」の調査対象者を抽出	令和3年10月27日	今里町の満18歳以上の日本人男女（平成15年11月末日生まれまで）
国土交通省総合政策局交通政策課	「第13回大都市交通センサスに関する統計調査」の調査対象者を抽出	令和4年2月17日	旭北町、大中南町の満5歳以上の者

**告示第65号**

差押調書を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和4年4月11日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日  
省略（市役所前掲示場掲示済）
- 2 送達を受けるべき者  
省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

### 告示第66号

令和3年度国民健康保険税第5期～第8期の督促状を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和4年4月11日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日  
省略（市役所前掲示場掲示済）
- 2 送達を受けるべき者  
省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

### 告示第66号の2

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

令和4年4月15日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 処分の根拠  
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため
- 2 処分対象自転車等の保管場所  
大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下  
大和高田市高架下自転車保管所
- 3 処分年月日  
令和4年7月1日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日  
令和4年1月1日から令和4年1月31日までの間

### 告示第67号

大和高田市特殊建築物耐震診断補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年4月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市特殊建築物耐震診断補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、大規模地震の発生に備えた安全な地域づくりを目的として、特殊建築物の耐震改修等を促進するため、地震発生時において倒壊した際、緊急輸送道路等を塞ぎ、避難、救命、消

火等の活動の妨げになる蓋然性又は居住若しくは多数の者による利用が予定されていることから生命又は身体に重大な被害が生じる蓋然性が認められる特殊建築物に対して行う耐震診断に関し、その予算の範囲内において大和高田市特殊建築物耐震診断補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において使用する用語は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）、建築物の耐震改修促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

（1） 事業対象区域 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第41条第1項に規定する都道府県地域防災計画又は同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画（以下「市町村地域防災計画」という。）に定められた避難所及び市庁舎の境界から30メートル以内の区域をいう。

（2） 特殊建築物 市町村地域防災計画に定められた第1次緊急輸送道路又は第2次緊急輸送道路に該当する市内の道路に接する建築物及びその全部又は一部が事業対象区域内に存する建築物であって、建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和55年政令第196号）の施行日（昭和56年6月1日）前に建築された建築物をいう。ただし、大和高田市既存木造住宅耐震診断事業実施要綱（平成18年告示第54号）の対象となる建築物及び建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令の規定に抵触していることが明らかな建築物については、この限りでない。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、特殊建築物の所有者、使用者その他当該特殊建築物について耐震診断を行う権原を有する者とする。

（補助対象建築物等）

第4条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）、経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次の表に定めるところによる。この場合において、補助金の額は、同表に掲げる区分に応じて同表の限度額の欄に掲げる額をその限度とする。

補助対象建築物	補助対象経費	補助金の額	限度額
市長が別に定める基準を満たす住宅（以下「住宅」という。）のうち特殊建築物に該当するもの	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省令告示第184号）に基づく評価方法による耐震診断に要する経費（消費税及び地方消費税相当額は除く。）であって、補助対象建築物の床面積に1平方メートル当たり1,050円を乗じて得た額	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	10万円
住宅以外の特殊建築物であって多数の者が利用するもの	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針に基づく評価方法による耐震診断に要する経費（消費税及び地方消費税は除く。）であって、補助対象建築物の床面積に1,000平方メートルまでの部分については1平方メートル当たり3,670円を、1,000平方メートルを超え2,000平方メートルまでの部分については1平方	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	200万円

	<p>メートル当たり1,570円を、2,000平方メートルを超える部分については1平方メートル当たり1,050円をそれぞれ乗じて得た額を合計した額</p>		
<p>2 補助金の交付は、補助対象建築物1棟につき1回限りとする。                  (交付申請)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする者は、特殊建築物耐震診断補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 補助対象建築物の位置図及び写真                  (2) 予定される補助対象経費が確認できる見積書の写し                  (3) 予定される耐震診断を実施する者がその資格を有することを証する書類の写し                  (4) 補助対象建築物の建築時期、延べ面積及び所有者が確認できる書類                  (5) 補助対象建築物が自己の所有であることを証する書類その他の補助対象者が耐震診断を行う権原を有することを証する書類                  (6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>2 前項の規定による申請において、当該申請者以外の当該補助対象建築物にかかる利害関係人がある場合には、その全員の同意を得なければならない。                  (交付の決定等)</p> <p>第6条 市長は、前条の申請書が到達したときは、速やかにその内容を審査し、特殊建築物耐震診断補助金交付決定通知書（様式第2号）又は特殊建築物耐震診断補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定による決定に必要な条件を付することができる。                  (交付決定内容の変更)</p> <p>第7条 前条第1項の規定による交付の決定を受けた補助対象者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定に係る補助金の額の変更をしようとするときは、特殊建築物耐震診断補助金内容変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請書が到達したときは、特殊建築物耐震診断補助金内容変更決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。                  (完了報告)</p> <p>第8条 交付決定者は、当該耐震診断が完了したときは、速やかに特殊建築物耐震診断完了報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 当該耐震診断に係る契約書の写し                  (2) 当該耐震診断に係る結果報告書の写し                  (3) 当該耐震診断に係る請求書の写し                  (4) 補助対象経費を支出したことを確認できる領収書                  (5) 当該耐震診断が行われたことを確認できる写真                  (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類                  (補助金の確定)</p> <p>第9条 市長は、前条の報告書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、特殊建築物耐震診断補助金確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。                  (補助金の請求)</p> <p>第10条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、特殊建築物耐震診断補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。                  (決定の取消し)</p>			

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 当該補助対象建築物が第4条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 当該補助対象者が第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 詐欺その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 当該耐震診断を完了させる見込みがないと市長が認めるとき。
- (6) 第8条の規定による報告において、補助金の交付の決定の内容と適合しないと認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長がこの告示の目的に照らして著しく不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、特殊建築物耐震診断補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に補助金を交付しているときは、当該取消しに係る部分について期限を定めてその返還を命じることができる。

（調査等）

第14条 市長は、この告示に基づく耐震診断の適正な執行を確保するために必要な限度において、交付決定者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

（補則）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年5月1日から施行する。

（適用区分）

2 この告示は、令和4年5月1日以後に耐震診断を行う者について適用する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

住 所

申請者 氏 名

印

電話番号

特殊建築物耐震診断補助金交付申請書

大和高田市特殊建築物耐震診断補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

補助金交付申請額	円（補助対象工事費用 円）		
建築物名称			
建築物の所在地	大和高田市		
建築時期	年	月	
所有形態	単独	共有	構造

建 て 方	1戸建て	長屋建て	共同建て
増 改 築	無 ・ 有 昭和・平成 年 月（ 増築・改築 ）		
建 物 規 模	階建て	延 べ 床 面 積	m <sup>2</sup>
診 断 業 者 名			
診 断 者 名	・ 1 級 ・ 2 級		
診 断 予 定 時 期	年 月 日～ 年 月 日予定		

添付書類

- ① 補助対象建築物の位置図及び写真
- ② 予定される補助対象経費が確認できる書類の写し
- ③ 予定される耐震診断技術者の資格証の写し
- ④ 補助対象建築物の建築時期、延べ面積及び所有者が確認できる書類
- ⑤ 補助対象建築物が補助対象者の所有であることを証する書類その他の補助対象者が耐震診断を行う権原を有することを証する書類

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長

特殊建築物耐震診断補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった特殊建築物耐震診断補助金の交付について決定したので通知します。

建 築 物 名 称	
建 築 物 の 所 在 地	大和高田市
交付の条件	

様式第3号（第6条関係）

第 号



年 月 日

様

大和高田市長

特殊建築物耐震診断補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった特殊建築物耐震診断補助金の交付について、次の理由により不交付と決定したので通知します。

建築物名称	
建築物の所在地	大和高田市
不交付の理由	

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

住 所

申請者 氏 名

印

電話番号

特殊建築物耐震診断補助金内容変更申請書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた特殊建築物耐震診断補助金の交付の内容の変更について申請します。

建築物名称	
建築物の所在地	大和高田市
変更の理由	
変更の内容	

※変更の内容により必要な書類を添付すること。

様式第5号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長

特殊建築物耐震診断補助金内容変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった特殊建築物耐震診断補助金の交付の内容の変更について決定したので通知します。

建築物名称	
建築物の所在地	大和高田市
交付の条件	

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

住 所

申請者 氏 名

印

電話番号

特殊建築物耐震診断完了報告書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた耐震診断が完了しましたので、関係書類を添えて報告いたします。

建築物の所在地	大和高田市
---------	-------

診 断 業 者 名	
耐震診断完了日	年 月 日

添付書類

- ① 当該耐震診断に係る契約書の写し
- ② 当該耐震診断に係る結果報告書の写し
- ③ 当該耐震診断に係る請求書の写し
- ④ 補助対象経費が支出したことを確認できる領収書
- ⑤ 当該耐震診断が行われたことを確認できる写真

様式第7号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長

特殊建築物耐震診断補助金確定通知書

年 月 日付け第 号で交付決定を行った特殊建築物耐震診断補助金の額を、次のとおり確定したので通知します。

補 助 金 確 定 額	円
建 築 物 名 称	
建 築 物 の 所 在 地	大和高田市

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

住 所

申請者 氏 名

印

電話番号

特殊建築物耐震診断補助金交付請求書

大和高田市特殊建築物耐震診断補助金交付要綱第10条の規定により特殊建築物耐震診断補助金の

交付を請求します。

補助金交付請求額	円
----------	---

金融機関名	農協・銀行・信金	本店・支店・支所・出張所
預金種別	普通 当座	口座番号
フリガナ 口座名義		

※ 請求者と口座名義人が異なる場合には、下記の委任状にご記入ください。

-----

委 任 状

請求金額の受領については、口座名義人である[ ]に委任します。

大和高田市長 宛

請求者 住 所  
氏 名

印

様式第9号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長

特殊建築物耐震診断補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で申請のあった特殊建築物耐震診断補助金の交付について、次のとおり決定を取り消したので通知します。

建築物名称	
建築物の所在地	大和高田市
取消しの理由	

公 告

公告第20号

入 札 公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年4月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	清潔区域における清潔環境管理業務及びプレフィルタ交換整備業務
2 履行場所	大和高田市立病院
3 履行期間	契約締結日から令和5年3月31日まで
4 履行内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	<p>次に掲げる全ての要件を満たしていること。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は県による同様の措置を受けている者でないこと。</p> <p>(4) (1) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 仕様書に定める業務を行うために必要な人員を配置し、確実に業務を履行できる者であること。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）及び必要書類を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本病院指定様式によるものとします。様式については、大和高田市立病院ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類として次に掲げるものを申請書と同時に提出してください。</p> <p>ア) 暴力団排除に関する誓約書</p> <p>イ) 印鑑証明書（写し可）※<sup>1</sup></p> <p>ウ) 法人の場合は履歴事項全部証明書、個人の場合は身元証明書（いずれの場合も写し可）※<sup>1</sup></p> <p>エ) 委任状兼使用印鑑届※<sup>2</sup></p> <p>オ) 使用印鑑届※<sup>3</sup></p> <p>※<sup>1</sup> 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市立病院物品購入等入札参加資格者登録名簿に登録している場合は、提出の必要はありません。</p> <p>※<sup>2</sup> 支店長、営業所長等に入札・契約等に関する権限を委任する場合で、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿又は大和</p>

	<p>高田市立病院物品購入等入札参加資格者登録名簿への登録にあたって同届を提出済みでない場合のみ提出が必要です。</p> <p>※3 支店長、営業所長等に入札・契約等に関する権限を委任しないが、本件競争入札及び契約において使用する印鑑（代表者印）が実印と異なる場合で、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市立病院物品購入等入札参加資格者登録名簿への登録にあたって同届を提出済みでない場合のみ提出が必要です。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年4月1日（金）から令和4年4月11日（月）まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 管理課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 令和4年4月12日（火）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付する。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）等の配布</p>	<p>入札説明書（仕様書）等の配布は、次のとおり行います。 仕様書等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページへ掲載する。 本入札への参加を希望する事業者は、同ホームページ「新着情報・トピックス」欄から必要書類をダウンロードし、取得すること。（ホームページアドレス <a href="https://ym-hp.yamatotakada.nara.jp">https://ym-hp.yamatotakada.nara.jp</a>）</p> <p>【問い合わせ先】 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 管理課 TEL 0745-53-2901 FAX 0745-23-9282</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑は、大和高田市立病院ホームページに掲載の質疑応答票により、FAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 令和4年4月19日（火） 午後5時まで</p> <p>(2) 質疑の送付先（FAX） FAX 0745-23-9282 大和高田市立病院 管理課</p> <p>(3) 回答方法及び期日 回答は、令和4年4月20日（水）午後5時までとし、FAXにより、本件入札参加資格を認めた者全てに行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年4月27日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市立病院 管理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特</p>

	定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書の記載	入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望価格を消費税等抜きの金額で記載すること。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 （1）日 時 令和4年4月28日（木）午前10時 （2）場 所 大和高田市立病院 放射線治療棟3階 大会議室
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （1）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （2）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （3）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲で、最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限価格	設定しません。
1 8 契約方法	入札書へ記載された契約希望金額により、契約を行います。
1 9 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第21号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年4月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	大和高田市立病院立体駐車場ゲートシステム更新業務
2 履行場所	大和高田市立病院
3 履行期間	契約締結日から令和5年3月31日まで
4 履行内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	次に掲げる全ての要件を満たしていること。 （1）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

	<p>(3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は県による同様の措置を受けている者でないこと。</p> <p>(4) (1) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 仕様書に定める業務を行うために必要な人員を配置し、確実に業務を履行できる者であること。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）及び必要書類を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本病院指定様式によるものとします。様式については、大和高田市立病院ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類として次に掲げるものを申請書と同時に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 暴力団排除に関する誓約書</li> <li>イ) 印鑑証明書（写し可）※<sup>1</sup></li> <li>ウ) 法人の場合は履歴事項全部証明書、個人の場合は身元証明書（いずれの場合も写し可）※<sup>1</sup></li> <li>エ) 委任状兼使用印鑑届※<sup>2</sup></li> <li>オ) 使用印鑑届※<sup>3</sup></li> <li>カ) 調達物品明細書</li> </ul> <p>※1 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市立病院物品購入等入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。</p> <p>※2 支店長、営業所長等に入札・契約等に関する権限を委任する場合で、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市立病院物品購入等入札参加資格者登録名簿への登録にあたって同届を提出済みでない場合のみ提出が必要です。</p> <p>※3 支店長、営業所長等に入札・契約等に関する権限を委任しないが、本件競争入札及び契約において使用する印鑑（代表者印）が実印と異なる場合で、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市立病院物品購入等入札参加資格者登録名簿への登録にあたって同届を提出済みでない場合のみ提出が必要です。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年4月1日（金）から令和4年4月11日（月）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 管理課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 令和4年4月12日（火）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、入札参加資格確認通知書を送付しま</p>



	<p>す。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）等の配布	<p>入札説明書（仕様書）等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページへ掲載します。本件入札への参加を希望する事業者は、同ホームページ「新着情報・トピックス」欄から必要書類をダウンロードし、取得してください。（ホームページアドレス <a href="https://ym-hp.yamatotakada.nara.jp">https://ym-hp.yamatotakada.nara.jp</a>）</p> <p><b>【問い合わせ先】</b> 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 管理課 TEL 0745-53-2901 FAX 0745-23-9282</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑は、大和高田市立病院ホームページに掲載の質疑応答票により、FAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 令和4年4月25日（月） 午後5時まで</p> <p>(2) 質疑の送付先（FAX） FAX 0745-23-9282 大和高田市立病院 管理課</p> <p>(3) 回答方法及び期日 回答は、令和4年4月26日（火）午後5時までとし、FAXにより、本件入札参加資格を認めた者すべてに行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年5月10日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市立病院 管理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書の記載	<p>入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望価格を消費税等抜きで記載すること。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日 時 令和4年5月11日（水）午前10時</p> <p>(2) 場 所 大和高田市立病院 放射線治療棟3階 大会議室</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲で、最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限価格	<p>設定しません。</p>
18 契約方法	<p>入札書へ記載された価格により、契約を行います。</p>

19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠します。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。
--------	---

公告第22号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年4月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	大和高田市営住宅等弁償金等回収及び回収補助業務委託
2 業務期間	契約締結日から令和7年3月31日まで
3 業務場所	大和高田市役所他
4 業務内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は奈良県による同様の措置を受けている者でないこと。 (4) (1)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (5) 弁護士法人又は弁護士であること。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。 (2) 必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 5の(5)の要件を満たすことを証するものの写し ④ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） ⑤ 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） 上記④、⑤は、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名

	<p>簿に登録している者については、提出の必要はありません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年4月1日（金）から令和4年4月12日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所3階 総務部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の受領後速やかに行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日から3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和4年4月20日（水）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年4月21日（木）午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年4月25日（月）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置</p>

	を講じることとなります。
1 2 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和4年4月26日（火）午前10時 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 3 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 4 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内で、合計金額の最低価格をもって入札を行った者とします。
1 5 契約保証金	免除します。
1 6 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第23号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年4月8日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	令和4年度大和高田市クリーンセンター修繕工事費等精査業務
2 履行場所	大和高田市クリーンセンター（大和高田市 今里川合方 地内）
3 履行期間	契約締結日から令和5年3月31日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務（廃棄物部門）に登録している者であること。 (2) 平成29年4月1日以降において、官公庁等発注の一般廃棄物処理施設に関する調査、検査、計画策定、計画支援、現場管理等のコンサルタント業務（対象に一般焼却炉を含むものに限る。）の履行実績を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始

	<p>の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>①一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>②5（2）にかかる平成29年4月1日以降における履行実績を証するもの（契約書の写し、テクリスの印刷等）</p> <p>③暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年4月8日（金）から令和4年4月18日（月）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和4年4月22日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限</p>

	令和4年4月25日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和4年4月27日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和4年4月28日（木）午前10時 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥2,020,000-（消費税等抜き）
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第24号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告

<p>します。</p> <p>令和4年4月8日</p> <p style="text-align: right;">大和高田市長 堀内 大造</p>	
1 工事名	磐園小学校プールサイド改修工事
2 工事場所	磐園小学校（大和高田市 大字有井 地内）
3 工事期間	契約締結日から令和4年6月28日（火）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の塗装・防水工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項における防水工事業の建設業許可を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 防水工事業の建設業許可証明書等の写し</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年4月11日（月）から令和4年4月15日（金）まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日</p>

	<p>提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書） についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和4年4月22日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年4月25日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年4月27日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和4年4月28日（木）午前10時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>



14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥7,160,000-（消費税等抜き）
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

**公告第25号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可され、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供します。

令和4年4月13日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 施工者の名称  
大和高田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
大和都市計画道路事業3・4・57号大和高田当麻線
- 3 事業施行期間  
変更後の事業施行期間 平成27年11月20日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし
- 5 縦覧場所  
大和高田市環境建設部都市計画課

**公告第26号**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和4年4月13日

大和高田市長 堀内 大造

**公告第27号**

## 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告

<p>します。</p> <p>令和4年4月15日</p> <p style="text-align: right;">大和高田市長 堀内 大造</p>	
1 件名	ホイールローダー購入
2 納入場所	奈良県大和高田市大字大中98番地4
3 納入期限	令和5年3月31日
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「産業機器」又は「車輛」に登録している者であること。</p> <p>(2) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年4月15日（金）から令和4年4月28日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知</p>

	<p>参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 令和4年5月13日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年5月16日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年5月18日（水）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和4年5月19日（木）午前10時から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定等	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>

15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第28号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年4月20日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	片塩中学校普通教室窓側建具改修工事
2 工事場所	片塩中学校（大和高田市 中三倉堂2丁目 地内）
3 工事期間	契約締結日から令和4年8月31日（水）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格登録名簿の建具工事又は建築一式工事に登録している者であること。 (2) 建築一式工事登録者は、大和高田市格付け等級がC級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能） (2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）

	<p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年4月21日（木）から令和4年4月27日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和4年5月13日（金）午後5時まで。</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年5月16日（月）午後5時まで。 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年5月18日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p>

	<p>(1) 日時 令和4年5月19日（木）午前10時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 最低制限比較価格	<p>¥8,340,000-（消費税等抜き）</p>
17 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
18 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第29号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年4月20日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	大和高田市立総合体育館建設基本計画策定業務委託
2 履行場所	大和高田市総合公園
3 履行期間	契約締結日から令和5年2月17日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「建築関係建設コンサルタント業務」に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成24年4月1日以降において、官公庁等発注の運動施設（5000㎡以上の体育館を含むものに限る。）に係る基本計画策定業務を元請として履行した実績を有する者であること。</p> <p>(3) 建築士法第2条第2項に定める一級建築士の有資格者かつ、平成24年4月1日以降において、(2)に掲げる業務又は官公庁等発注の運動施設（5000㎡以上の体育館を含むものに限る。）に係る設計業務を履行した実績を有する者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者に限る。）を管理技術者として配置できる者であること。</p>

	<p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類は次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 5の(2)に係る履行実績を証するもの（契約書の写し、テクリスの印刷等）</p> <p>③ 5の(3)に係る配置予定者の資格者証の写し、履行実績を証するもの（テクリスの印刷等）及び所属会社と3か月以上の雇用関係を証する書類</p> <p>④ 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年4月21日（木）から令和4年5月6日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p>

	<p>(1) 受付期限 令和4年5月18日（水）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年5月19日（木）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年5月23日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和4年5月24日（火）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定等	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 最低制限比較価格	<p>¥6,960,000-（消費税等抜き）</p>
17 前払金	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
18 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができない場合は、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>



公告第30号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年4月20日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	大和高田市立病院電話交換業務
2 業務場所	奈良県大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院東館1階電話交換室
3 業務期間	令和4年6月1日から令和7年5月31日まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1)本市において「建物管理等に係る役務の提供競争入札参加資格(警備業務)」又は「物品購入等競争入札参加資格(役務の提供業務代行)」の登録業者であること。</p> <p>(2)奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。</p> <p>(3)プライバシーマーク（略称：Pマーク）の使用の許諾又は情報セキュリティマネジメントシステム（略称：ISMS）適合性評価制度の認証を受けた者であること。</p> <p>(4)電話交換機の日常メンテナンスを行うことができ、かつ、電話交換手に関する資格を取得して1年を超える電話交換業務実績のある者を業務責任者として選任できる者であること。</p> <p>(5)電話交換機の日常メンテナンスを行うことができ、かつ、電話交換手に関する資格を取得している者又は官公庁等で電話交換業務の経験が1年以上ある者を業務従事者として2名以上選任できる者であること。</p> <p>(6)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(7)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(8)大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(9)（6）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を参加しようとする入札案件ごとに提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1)様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p>

	<p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</li> <li>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</li> <li>③ プライバシーマーク【JISQ15001】又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【ISO/IEC27001（JISQ27001）】の認定取得を証する書類の写し</li> <li>④ 5（4）に定める業務責任者の電話交換手に関する資格を取得してから1年を超える電話交換業務実績のある者の認定証の写し</li> <li>⑤ 5（5）に定める業務従事者2名以上の電話交換手に関する資格を取得している者の認定証の写し又は実績を証明する証明書（指定様式）</li> </ul> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年4月21日（木）から令和4年5月9日（月）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</li> <li>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</li> <li>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</li> </ul>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 受付期限 令和4年5月16日（月）午後5時まで</li> <li>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</li> <li>(3) 回答期限 令和4年5月17日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</li> </ul>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 期限 令和4年5月19日（木）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</li> <li>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留</li> </ul>

	<p>大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法</p> <p>不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時</p> <p>令和4年5月20日（金）午前10時</p> <p>(2) 場所</p> <p>大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p> <p>開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 最低制限比較価格	<p>¥13,700,000－（消費税等抜き）</p>
17 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

**公告第31号**

大和高田市シビックコア周辺地区まちづくり基本計画見直し支援業務委託事業者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

令和4年4月21日

大和高田市長 堀内 大造

**1 業務概要**

**(1) 業務名**

大和高田市シビックコア周辺地区まちづくり基本計画見直し支援業務

**(2) 業務概要**

基本計画の施策評価及び整理、事業計画の修正、基本計画のとりまとめ、広場整備事業の実現化に向けたアクションプランの作成、庁内検討会議の運営支援、パブリックコメントの実施支援

- (3) 履行期間  
契約締結日から令和5年3月22日まで
- (4) 委託料限度額  
9,306,000円（消費税等含む。）
- 2 参加資格  
公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「大和高田市シビックコア周辺地区まちづくり基本計画見直し支援業務委託事業者選定公募型プロポーザル実施要項」（以下「実施要項」という。）の4. 参加資格の要件を全て満たす者であること。
- 3 参加申請書の提出期限  
令和4年5月16日（月） 午後5時まで
- 4 その他  
実施要項による。
- 5 担当課  
〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4  
大和高田市役所未来まちづくり局  
TEL0745-22-1101

公告第32号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年4月21日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺地区まちづくり基本構想策定業務委託
2 履行場所	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺
3 履行期間	契約締結日から令和6年3月22日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務（「都市計画及び地方計画」部門）に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成24年4月1日以降において、官公庁等発注の次に掲げるいずれかの業務を元請として履行した実績（完了したものに限る。）を有する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「奈良県と市町村のまちづくりに関する連携協定」の「包括協定段階」におけるまちづくり基本構想策定業務</li> <li>②都市計画マスタープラン策定業務（ただし、基礎調査のみのものを除く。）</li> <li>③立地適正化計画策定業務（ただし、基礎調査のみのものを除く。）</li> </ul> <p>(3) 技術士（「総合技術監理部門：建設—都市及び地方計画」又は「建設部門：都市及び地方計画」）の有資格者かつ、平成24年4月1日以降において、(2)に掲げるいずれかの業務に従事した者（契約締結時</p>

	<p>点において継続して3か月以上の雇用関係にある者に限る。)を管理技術者として配置できる者であること。</p> <p>(4) 技術士(「総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画」又は「建設部門：都市及び地方計画」)の有資格者かつ、平成24年4月1日以降において、(2)に掲げるいずれかの業務に従事した者(契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者に限る。)を照査技術者として配置できる者であること。なお、(3)(4)に規定する技術者は兼ねることができない。</p> <p>(5) 奈良県内に本店又は支店等(委任先に限る。)を有する者であること。</p> <p>(6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(8) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(9) (6)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式)</li> <li>② 5の(2)に係る履行実績を証するもの(契約書の写し、テクリスの印刷等)</li> <li>③ 5の(3)に係る配置予定者の資格者証の写し、履行実績を証するもの(テクリスの印刷等)及び所属会社と3か月以上の雇用関係を証する書類</li> <li>④ 5の(4)に係る配置予定者の資格者証の写し、履行実績を証するもの(テクリスの印刷等)及び所属会社と3か月以上の雇用関係を証する書類</li> <li>⑤ 暴力団排除に関する誓約書(指定様式)</li> </ul> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送(一般書留又は簡易書留郵便に限る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年4月22日(金)から令和4年5月6日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものと</p>

<p>の確認通知</p>	<p>し、その結果は、郵送により通知します。                  (1) 郵送日                  提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。                  (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知                  参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。                  (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知                  参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）                  (1) 受付期限                  令和4年5月18日（水）午後5時まで                  (2) 送信先                  大和高田市役所 総務部契約監理室                  FAX 0745-49-0053                  (3) 回答期限                  令和4年5月19日（木）午後5時まで                  回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。                  (1) 期限                  令和4年5月23日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。                  (2) 郵送先                  〒635-8799                  大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留                  大和高田市 契約監理室                  (3) 郵送方法                  不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>10 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
<p>11 入札保証金</p>	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
<p>12 開札の日時等</p>	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。                  (1) 日時                  令和4年5月24日（火）午前10時30分                  (2) 場所                  大和高田市役所 3階会議室1                  (3) 開札結果等の公表                  開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
<p>13 入札の無効</p>	<p>無効の入札については、次のとおりとします。                  (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札                  (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札                  (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入</p>

	札
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥5,930,000－（消費税等抜き）
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

**公告第33号**

下記1の公告した業務について、下記2のとおり公告内容を一部訂正します。

令和4年4月22日

大和高田市長 堀内 大造

記

1 対象業務

公告日 令和4年4月21日

公告番号 公告第32号

業務名 近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺地区まちづくり基本構想策定業務委託

2 訂正内容

入札公告中「5 入札参加資格要件」の項を次のように改める。

5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務（「都市計画及び地方計画」部門）に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成24年4月1日以降において、官公庁等発注の次に掲げるいずれかの業務を元請として履行した実績（完了したものに限る。）を有する者であること。</p> <p>①「奈良県と市町村のまちづくりに関する連携協定」の「包括協定段階」におけるまちづくり基本構想策定業務</p> <p>②都市計画マスタープラン策定業務（ただし、基礎調査のみのものを除く。）</p> <p>③立地適正化計画策定業務（ただし、基礎調査のみのものを除く。）</p> <p>(3) 技術士（「総合技術監理部門：建設－都市及び地方計画」又は「建設部門：都市及び地方計画」）の有資格者かつ、平成24年4月1日以降において、(2)に掲げるいずれかの業務に従事した者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者に限る。）を管理技術者として配置できる者であること。</p> <p>(4) 技術士（「総合技術監理部門：建設－都市及び地方計画」又は「建設部門：都市及び地方計画」）の有資格者かつ、平成24年4月1日以降において、(2)に掲げるいずれかの業務に従事した者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者に限る。）を照査技術者として配置できる者であること。</p>
------------	---

	<p>なお、(3)(4)に規定する技術者は兼ねることができない。</p> <p>(5) プライバシーマーク（略称：Pマーク）の使用の許諾を受けた者であること。</p> <p>(6) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。</p> <p>(7) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(9) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(10) (7)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
--	--

入札公告中「6 競争入札参加資格確認の申請」の項を次のように改める。

<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</li> <li>② 5の(2)に係る履行実績を証するもの（契約書の写し、テクリスの印刷等）</li> <li>③ 5の(3)に係る配置予定者の資格者証の写し、履行実績を証するもの（テクリスの印刷等）及び所属会社と3か月以上の雇用関係を証する書類</li> <li>④ 5の(4)に係る配置予定者の資格者証の写し、履行実績を証するもの（テクリスの印刷等）及び所属会社と3か月以上の雇用関係を証する書類</li> <li>⑤ 5の(5)に係るプライバシーマーク登録証の写し</li> <li>⑥ 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</li> </ul> <p>(3) 略</p> <p>(4) 受付期間 令和4年4月22日（金）から令和4年5月9日（月）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 及び(6) 略</p>
------------------------	--

公告第34号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年4月25日

大和高田市長 堀内 大造



1 業務名	浄化槽保守点検業務（市内7小学校、2中学校、3幼稚園）
2 業務場所	大和高田市 旭北町 他11地内（片塩小学校他11校）
3 業務期間	令和4年6月1日（水）から令和5年5月31日（水）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 令和2・3・4年度本市競争入札参加資格者名簿（清掃・警備・建物管理等業務）に種目「建物管理」で登録していること。</p> <p>(2) 奈良県内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第48条第1項に基づく奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年奈良県条例第4号）に規定する「奈良県浄化槽保守点検業」の奈良県知事登録を受けている者であること。</p> <p>(4) 浄化槽管理士の免状の交付を受けている者の選任ができる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(8) (5) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 5（3）に定める有資格者であることを証する写し</p> <p>④ 5（4）に定める有資格者の資格証の写し</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年4月25日（月）から令和4年5月9日（月）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものと

<p>確認通知</p>	<p>し、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 前年度の管理報告書の閲覧</p>	<p>前年度の管理報告書の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の日 令和4年5月10日（火）</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。また受付は午後3時30分までとします。</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 2階教育総務課</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和4年5月13日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年5月16日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年5月18日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>11 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
<p>12 入札保証金</p>	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
<p>13 開札の日時等</p>	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和4年5月19日（木）午前11時</p> <p>(2) 場所</p>

	<p>大和高田市役所 3階会議室 1</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p> <p>開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限比較価格	<p>¥3,440,000－（消費税等抜き）</p>
18 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

**公告第35号**

大和高田市職員採用規程（平成21年訓令第6号）第6条の規定に基づき、令和4年度大和高田市職員採用試験（医療職）の実施について、次のとおり公告する。

令和4年4月26日

大和高田市長 堀内 大造

1 職種、採用予定人員及び受験資格

職種	採用予定人員	受験資格
薬剤師	3名	昭和58年4月2日以降に生まれた者で、「薬剤師法」による薬剤師免許を有するもの又は令和5年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者
作業療法士	1名	昭和58年4月2日以降に生まれた者で、「理学療法士及び作業療法士法」による作業療法士免許を有するもの又は令和5年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者
視能訓練士	1名	昭和58年4月2日以降に生まれた者で、「視能訓練士法」による視能訓練士免許を有するもの又は令和5年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者
臨床工学技士	1名	昭和58年4月2日以降に生まれた者で、「臨床工学技士法」による臨床工学技士免許を有するもの又は令和5年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者

管理栄養士	1名	昭和58年4月2日以降に生まれた者で、「栄養士法」による管理栄養士免許を有するもの又は令和5年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者
診療放射線技師	1名	昭和58年4月2日以降に生まれたもので、「放射線技師法」に規定する放射線技師免許を有するもの又は令和5年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者

(1) 全ての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 大和高田市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ⑤ 日本国籍を有しない者で、在留資格において就職等が制限されているもの

2 試験の日時、場所、試験の種類及び合格発表

区分	試験内容
日時	令和4年7月23日（土）午前9時から（受付は午前8時30分から）
場所	大和高田市立看護専門学校（大和高田市磯野北町1番1号）
試験の種類	小論文（60分） 口述試験（面接）
合格発表	試験実施後3週間程度（合否にかかわらず本人に通知します。）

※応募状況等により、第2次試験を実施する場合があります。

3 受験手続

(1) 受付期間

受付期間：令和4年6月13日（月）から令和4年6月30日（木）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

受付時間：午前9時から午後5時まで（受験票を交付します。）

(2) 受付場所

受付場所：大和高田市立病院 総務課

所在地：奈良県大和高田市磯野北町1番1号

(注) 郵送での受付はいたしません。必ず持参して下さい（代理可）。

(3) 提出書類（◎必須書類 ○免許取得者 △免許取得見込者）

提出書類 職種	履歴書 (市販A4判)	写真 2枚	最終学校 卒業(見込 み)証明書	最終学校 成績 証明書	免許証 (写し可)	返信用 封筒
薬剤師 作業療法士 視能訓練士 臨床工学技士 管理栄養士 診療放射線技師	◎	◎	△	△	○	◎

(注1) 写真は、3月以内に撮影した上半身の写真（縦4cm 横3cm）で、うち1枚は履歴書に貼付し、他1枚は受験票用に持参してください。

(注2) 返信用封筒（定形封筒：23.5cm×12.0cm）1通に84円切手を貼付し、宛名を記入してください。

(注3) 免許取得者は、最終学校の卒業証明書及び成績証明書は不要です。

(注4) 履歴書にはPCアドレスを記入しておいてください。

4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。

① 採用予定者 令和5年4月1日付けで採用します。

② 採用候補者 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に欠員等が生じ、補充することが必要である場合に限り採用します。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から1年間です。

(3) 最終合格者のうち、免許取得見込みの者が令和5年3月末日までに実施される国家試験で当該免許を取得できなかった場合は、その時点で採用候補者名簿（採用予定者・採用候補者）から抹消します。

5 給与等について

初任給	薬剤師	・月額213,500円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額200,900円（大学(4年)相当卒業で採用前に職歴がない場合）
初任給	作業療法士	・月額200,900円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額194,700円（短大(3年)相当卒業で採用前に職歴がない場合）
初任給	視能訓練士	・月額200,900円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額194,700円（短大(3年)相当卒業で採用前に職歴がない場合）
初任給	臨床工学技士	・月額200,900円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額194,700円（短大(3年)相当卒業で採用前に職歴がない場合）
初任給	管理栄養士	・月額200,900円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額194,700円（短大(3年)相当卒業で採用前に職歴がない場合）
初任給	診療放射線技師	・月額200,900円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額194,700円（短大(3年)相当卒業で採用前に職歴がない場合）

(1) 給料月額は、令和4年4月1日現在の給料表に基づいています。

(2) 初任給は、採用前の経歴等に応じて加算されることがあります。

(3) 一般職の職員の給与に関する条例等に基づき、各種手当が支給されますが、一部手当については、当分の間、減額措置等を講じています。

6 その他

(1) 提出書類に不備がある場合は、補正を求めるためにお返しすることがあります。これによる提出期限の延長は行いませんので、十分に余裕をもって申込みしてください。

(2) 提出書類の記載事項に虚偽が判明した場合には、合格を取り消すことがあります。

(3) この試験に関する提出書類は、一切お返ししません。

(4) インターネットでも採用試験に関する情報を提供しています。（ホームページアドレス <https://www.ym-hp.yamatotakada.nara.jp>）

(5) 試験についての問合せ先

大和高田市立病院事務局総務課内「大和高田市（市立病院）職員採用試験委員会事務局」（TEL 0745-53-2901）

**公告第36号**

大和高田市職員採用規程（平成21年訓令第6号）第6条の規定に基づき、令和4年度大和高田市立病院における大和高田市職員採用試験（行政職）の実施について、次のとおり公告する。

令和4年4月26日

大和高田市長 堀内 大造

1 職種、採用予定人員及び受験資格

職種	採用予定人員	受験資格
医療社会福祉士	1名	昭和53年4月2日以降に生まれた者で、「社会福祉士及び介護福祉士法」による社会福祉士免許を有するもの又は令和5年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者
病院事務職員	1名	昭和58年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学・短期大学・高等学校を卒業し、かつDPC参加病院において入院算定業務の実務経験が5年以上ある者

高等学校卒業程度認定試験合格者は高等学校卒業と同等に取り扱います。

全ての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 大和高田市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ⑤ 日本国籍を有しない者で、在留資格において就職等が制限されているもの

2 試験の日時、場所、試験の種類及び合格発表

区分	第1次試験
日時	令和4年7月23日（土）午前9時00分から
場所	大和高田市立看護専門学校
試験の種類	(1) 教養試験 (2) 後日、職場適応性検査（WEB受検） 後日メールで通知しますので PC アドレスを履歴書に記入しておいてください。
合格発表	試験実施後3週間程度（合否にかかわらず本人に通知します。）
区分	第2次試験
日時	第1次試験合格者に通知
場所	第1次試験合格者に通知
試験の種類	(1) 小論文（60分） (2) 口述試験（面接）
合格発表	試験実施後3週間程度（合否にかかわらず本人に通知します。）

※応募状況等により、第3次試験を実施する場合があります。

3 受験手続

- (1) 受付期間

受付期間：令和4年6月13日（月）から令和4年6月30日（木）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

受付時間：午前9時から午後5時まで（受験票を交付します。）

(2) 受付場所

受付場所：大和高田市立病院 総務課（病院西館2階）

所在地：奈良県大和高田市磯野北町1番1号

(注) 郵送での受付はいたしません。必ず持参して下さい（代理可）。

(3) 提出書類（◎必須書類 ○免許取得者 △免許取得見込者）

提出書類 職種	履歴書 (市販A4判)	写真 2枚	最終学校 卒業(見込み)証明書	最終学校 成績証明書	免許証 (写し可)	返信用 封筒
医療社会福祉士	◎	◎	△	△	○	◎

提出書類 職種	履歴書 (市販A4判)	写真 2枚	最終学校 卒業証明書	返信用 封筒
病院事務職員	◎	◎	◎	◎

(注1) 写真は、3月以内に撮影した上半身の写真（縦4cm 横3cm）で、うち1枚は履歴書に貼付し、他1枚は受験票用に持参してください。

(注2) 返信用封筒（定形封筒：23.5cm×12.0cm）1通に84円切手を貼付し、宛名を記入してください。

(注3) 免許取得者は、最終学校の卒業証明書及び成績証明書は不要です。

※病院事務職員については、2次試験合格者には、大和高田市立病院採用試験委員会が指定する期日までに、「職務経験年数を証明する在職証明書」が必要となります。

4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。

① 採用予定者 令和5年4月1日付けで採用します。

② 採用候補者 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に欠員等が生じ、補充することが必要である場合に限り採用します。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から1年間です。

(3) 最終合格者のうち、免許取得見込みの者が令和5年3月末日までに実施される国家試験で当該免許を取得できなかった場合は、その時点で採用候補者名簿（採用予定者・採用候補者）から抹消します。

(4) 本院では、採用試験（合格者決定）を適正に執行するため、民間有識者を含め構成される「大和高田市（市立病院）職員採用試験検討・監理委員会」を設置しています。

5 給与等について

初任給	医療社会福祉士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月額182,200円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合）</li> <li>・月額163,100円（短大卒業程度で採用前に職歴がない場合）</li> <li>・月額150,600円（高校卒業程度で採用前に職歴がない場合）</li> </ul>
	病院事務職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月額182,200円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合）</li> <li>・月額163,100円（短大卒業程度で採用前に職歴がない場合）</li> <li>・月額150,600円（高校卒業程度で採用前に職歴がない場合）</li> </ul>

(1) 給料月額は、令和4年4月1日現在の給料表に基づいています。

(2) 初任給は、採用前の経歴等に応じて加算されることがあります。

(3) 一般職の職員の給与に関する条例等に基づき、各種手当が支給されますが、一部手当については、当分の間、減額措置等を講じています。

#### 6 その他

(1) 提出書類に不備がある場合は、補正を求めるとお返しすることがあります。これによる提出期限の延長は行いませんので、十分に余裕をもって申込みしてください。

(2) 提出書類の記載事項に虚偽が判明した場合には、合格を取り消すことがあります。

(3) この試験に関する提出書類は、一切お返ししません。

(4) インターネットでも採用試験に関する情報を提供しています。(ホームページアドレス <https://www.ym-hp.yamatotakada.nara.jp>)

(5) 試験についての問合せ先

大和高田市立病院事務局総務課内「大和高田市（市立病院）職員採用試験委員会事務局」(TEL 0745-53-2901)

### 教育委員会

#### 教育委員会規則第1号

大和高田市立高田商業高等学校授業料等減免等規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月14日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市立高田商業高等学校授業料等減免等規則の一部を改正する規則

大和高田市立高田商業高等学校授業料等減免等規則（平成12年教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「減免等を受けようとする者」を「減免等の申請をする者」に、同項第3号中「授業料減免等申請者」を「減免等を受ける者」に、同条第3項中「減免等を受けようとする者」を「減免等の申請をする者」に、同項第3号中「入学査料等減免等申請者」を「減免等を受ける者」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「保護者」を「保護者等」に改める。

様式第3号中「保護者」を「保護者等」に、「第 学年 組 氏名」を「(第 学年 組) 氏名」に改める。

様式第4号中「保護者」を「保護者等」に改める。

様式第6号中「第 学年 組 氏名」を「(第 学年 組) 氏名」に改める。

様式第7号中「保護者」を「保護者等」に、「第 学年 組 氏名」を「(第 学年 組) 氏名」に改める。

様式第8号中「第 学年 組 氏名」を「(第 学年 組) 氏名」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

#### 教育委員会訓令第2号

大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年4月14日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏



## 大和高田市立学校給食調理業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱

## (設置)

第1条 大和高田市立学校給食調理業務委託に係る受託候補者(以下「受託候補者」という。)の選定に係る意見の申出に当たって、選定案の作成をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市立学校給食調理業務委託プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要領及び仕様書の審議及び策定に関する事項
- (2) 審査基準及び審査方法に関する事項
- (3) 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し教育委員会が必要と認める事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員5名以内をもって組織する。

- 2 委員長は、教育長をもってこれに充てる。
- 3 副委員長は、教育委員会事務局教育部長をもってこれに充てる。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者のうちからそれぞれ1人ずつ、教育委員会が任命する。
  - (1) 教育委員会事務局教育部学校教育課長
  - (2) 小学校又は中学校の校長
  - (3) 学校栄養教諭
- 5 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は、非公開とする。

## (中立の保持)

第6条 委員長、副委員長及び委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対して、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

## (守秘義務)

第7条 委員長、副委員長及び委員並びに第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## (庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において処理する。

## (委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

## 附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

### 教育委員会告示第6号

大和高田市教育委員会4月定例委員会を次のとおり招集する。

令和4年4月5日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 日時

令和4年4月14日（木）午前10時00分

2 場所

市役所5階 会議室8

3 議案

第1号 大和高田市立学校給食調理業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱（案）について

第2号 令和4年度大和高田スカウト運動育成協会感謝状授与について

第3号 大和高田市指定文化財の新規指定について

第4号 後援願いについて

第5号 その他

### 選挙管理委員会

### 選挙管理委員会告示第5号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和4年4月7日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1 日時

令和4年4月14日（木） 午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 4階 会議室4

3 議案

第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 在外選挙人名簿の登録について

第3号 その他

### 選挙管理委員会告示第6号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和4年5月6日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

- 1 日時  
令和4年5月12日（木） 午前9時00分
- 2 場所  
大和高田市大字大中98番地4  
大和高田市役所 4階 会議室4
- 3 議案  
第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について  
第2号 その他

**農業委員会**

**農業委員会告示第4号**

大和高田市農業委員会4月定例委員会を次のとおり招集する。

令和4年3月31日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

- 1 日時  
令和4年4月11日（月曜日）午後3時
- 2 場所  
大和高田市役所5階 会議室6
- 3 議案  
第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について  
第2号 その他

**農業委員会告示第5号**

大和高田市農業委員会5月定例委員会を次のとおり招集する。

令和4年4月27日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

- 1 日時  
令和4年5月10日（火曜日）午後3時
- 2 場所  
大和高田市役所5階 会議室6
- 3 議案  
第1号 農地法第3条規定による申請の件  
第2号 農地法第18条第6項についての通知の件  
第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について  
第4号 その他

**上下水道事業**

**上下水道事業告示第1号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、水道料金及び下水道使用料の収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示します。

令和4年4月1日

（上下水道事業管理者）  
大和高田市長 堀内 大造

- 1 委託を受けた者
- ・ 第一環境株式会社 関西支店
  - ・ 弁護士法人 館野法律事務所

- 2 委託期間
- 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

**上下水道事業公告第1号**

**入 札 公 告**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年4月21日

（上下水道事業管理者）  
大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	配水場維持管理業務委託
2 業務場所	大和高田市 大東、天満、陵西 各配水場
3 履行期間	令和4年6月1日から令和7年5月31日まで（3ヶ年）
4 業務内容	「配水場維持管理業務委託」仕様書・特記仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建物管理等業務（上下水道施設保守）に登録されている者であること。</p> <p>(2) 水道事業又は水道用水供給事業に係る水道施設において、平成24年4月1日以降に2年以上の期間にわたり、官公庁等が発注した維持管理及び運転管理業務を元請けで履行実績（年間平均 10,000 m<sup>3</sup>/日以上の水道施設における実績であること。）を有する者であること。</p> <p>(3) 次のア～キまでに掲げる有資格者及び実務経験者を雇用していること。ただし、有資格者及び実務経験者は、それぞれ兼ねることができるものとする。</p> <p>ア 受託水道業務技術管理者</p> <p>イ 電気主任技術者（第三種免状以上）</p> <p>ウ 水道施設管理技士（浄水施設）</p> <p>エ 水質基準並びに水質に関する、1年以上の実務経験を有す</p>

	<p>る者</p> <p>オ 機械設備に関する、1年以上の実務経験を有する者</p> <p>カ 技術士（上下水道部門）</p> <p>キ 環境計量士（濃度関係）</p> <p>(4) 「配水場維持管理業務委託」仕様書の第5条に示す有資格者及び有実績者を業務に配置できる者であること。</p> <p>(5) 「配水場維持管理業務委託」仕様書の第7条に示す有資格者を業務に配置できる者であること。</p> <p>(6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(8) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(9) (6)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、水道工務課にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、次に掲げる書類を(1)の申請書と同時に提出してください。</p> <p>ア 5の(2)を証する実績書（任意様式）及び該当業務の契約書の写し</p> <p>イ 5の(3)に掲げる有資格者の資格証の写し及び有実績者の実績証明書（任意様式）</p> <p>ウ 5の(4)に掲げる業務総括責任者、副総括責任者及び業務従事者の配置予定者名簿（任意様式）。配置予定者名簿に記載の者の資格証の写し及び実績証明書（任意様式）</p> <p>エ 5の(8)に係る暴力団排除に関する誓約書（本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年4月21日（木）から令和4年5月10日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部 水道工務課</p>
<p>7 競争入札参加資格の</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものと</p>

<p>確認通知</p>	<p>し、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和4年5月16日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道工務課 FAX 0745-23-3850</p> <p>(3) 回答期限 令和4年5月17日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年5月19日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は、無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 上下水道部水道工務課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>10 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
<p>11 入札保証金</p>	<p>入札保証金は、次のとおり納付してください。</p> <p>(1) 入札保証金の金額 入札保証金の金額は、8,300,000円とします。</p> <p>(2) 納付の方法 入札保証金は、現金又は銀行振出小切手によるものとします。詳細は、競争入札参加資格の確認通知とともに説明書を送付します。</p> <p>(3) 納付期限 令和4年5月19日(木)午後3時まで</p>
<p>12 入札保証金の還付等</p>	<p>落札されなかった者が納付した入札保証金は、利息を付さずに返還します。また、落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当します。なお、落札者が本契約を締結しないときは、納付された契約保証金は、市に帰属することとなります。</p>
<p>13 開札の日時等</p>	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和4年5月20日(金)午前11時15分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所庁舎(大和高田市大字大中98番地4) 3階 会議室1</p>

	<p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>契約保証金は、入札保証金を充当するものとします。</p>
17 契約保証金の還付等	<p>契約保証金は、本件契約期間が満了したときに、受託者（落札者）の請求に基づき利息を付さずに返還します。なお、受託者（落札者）が本契約上の義務を履行しないときは、市は本件契約を解除し、納付された契約保証金は、市に帰属することとなります。</p>
18 最低制限比較価格	<p>金58,970,000円（消費税等抜き）</p>
19 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>